

前略

大学教員をしております石田隆至と申します。

『東京新聞』6月22日付の御寄稿「花岡和解から西松和解へ」を拝読しました。高く評価されるお仕事をされているのは存じておりますが、花岡「和解」の話になると、どうしてこのような記事を書かれるのでしょうか。内田先生のなかではどのように一貫性を保っておられるのか、奇妙な感覚にとらわれています。

花岡「和解」の評価をめぐっては、原告11名のなかに3名も、結果の受け入れを拒否されている方がいらっしゃることは、私が指摘するまでもないことです。担当弁護士としては、この事態をどのように解決すべきかとお悩みになり、ご心痛のことと存じます。

記事中にお使いになっている写真では、その3名のうち原告代表でもあった耿諄氏が正面に大きく映っています。写真の下の説明書きでは、「和解案受け入れを決めた翌日、・・(略)・2000年4月30日」とあります。この写真と説明書きは、“原告たちは和解案を受け入れて笑顔を見せている”というメッセージを伝えています。しかし、少なくともここに映っている耿諄さんの現在のお立場はまるで逆です。和解を受け入れてもいなければ、非常に憤っておられるからです。

なぜ和解を受け入れず、憤っておられるのでしょうか？ それは、和解成立前に口頭説明で聞いていた和解の内容と、和解成立後にはじめて読んだ和解条項の内容とが大きく異なっていたからです。鹿島は責任を認めて謝罪したと聞いていたのに、和解条項には鹿島は法的責任を認めず、そのことを中国人被害者・原告は了解したと書いてあると知れば、和解を受け入れられず、憤られるのは当然のことでしょう。

さて、原告が本当の和解内容を事前に知ることがなかったという異常な事態はなぜ起きたのでしょうか？ これは内田先生ほか代理人の方々の手続きの進め方以外に理由はないでしょう。こればかりは鹿島の仕業にもできません。したがって、耿諄さんら「和解」の受け入れを拒否している原告たちに、きちんとした説明を行う義務を有しているのも内田先生たち代理人の方々以外にないといえるでしょう。

まもなく「和解」から10年です。内田先生や故・新美隆先生は、「和解」後も、同和解に関して少なくない文章を発表されてきましたが、受け入れを拒否している原告の方々に正面からお答えになるために、どのくらいその紙面をお使いになってこられたのでしょうか？ 管見では、その大半が、いかに「和解」が意義あるものであったかに関する内容で占められているように思われます。

今回の『東京新聞』の記事の、特にこの写真と説明書きには、和解後に内田先生がお書きになってきた内容が凝縮されているように思います。この写真の使われ方が、現在の耿諱さんのお立場をまったく配慮していないものであることは既に述べましたが、2000年4月の写真に「和解案受け入れを決めた翌日」という完全に誤った情報を付加したことは、「和解」成立時の欺瞞を再生産してはいないでしょうか？この写真が撮られた2000年4月に原告たちが内田先生ら代理人から報告を受けたのは、「和解勧告書」についてです。中国語に訳された同勧告書を原告たちは読みながら、「和解」という形の解決となることを受け入れたのです。この「和解勧告書」は4項目にとどまり、具体的な条項については「更に検討する」と記されてあるとおり、内容的な詰めはこれからで、基本的方向性だけが記された文書です。つまり、2000年4月段階で原告たちが同意したのは、和解という解決方式および基本原則についてだけでした。しかし、この写真が「和解勧告書の受け入れ」に伴うものであるという断りは一切なく、本文の文脈からも、最終的な結果についての言及であると読むしかない内容になっています。

通常であれば、「和解勧告書」から最終的な「和解条項」がまとまるのにはそれほど時間がかかるないケースもあるそうですが、花岡和解では、7ヶ月以上を要しました。当然ながら、最終的にまとまった和解条項の内容が、和解勧告書段階からはかなりの距離があることを示唆します。和解条項は項目的にも8項目に増え、分量も3倍程度になっています。中国人被害者たちがもっとも重視していた「謝罪と責任」についても、第一項で但し書きが付加されました。この7ヶ月間の交渉が相当難航したことは、新美弁護士が何度も書いておられます。これだけを考えても、4月の「和解勧告書」と11月の「和解条項」が同内容であったとはおよそ考えがたいものがあります。新美弁護士は（内田先生もそのようですが）それでも「和解勧告書」と「和解条項」は「趣旨においては変わりはない」とお考えですが、それを最終的に判断するのは代理人ではなく、当事者の原告であるはずです。しかし、その判断の機会を原告は奪われました。まとまっていた和解条項の最終案が原告に見せられることができなかったからです。和解条項を見せなかった事実は林伯耀氏が明らかにしておられますか、代理人のお一人として、どうして見せないことにしたのかについて、いまだ説明責任を果たされていないと考えています。次に文章を発表されるときには、是非お願いしたいところです。

『東京新聞』の記事に話を戻します。繰り返しますが、写真下には「和解案受け入れを決めた翌日」と書いてあります。この表現は、文字通り読めば、記事本文の文脈からいって、最終的な和解案を受け入れて原告らが安心した笑顔を見せている、という意味以外の理解が生まれがたいものになっています。ここで内田先生がお使いになっている和解案というのが「和解勧告書」の段階であるとか、「交渉過程の一和解案」であると読むのは、この記事においては、深読みに過ぎるでしょう。和解という解決方針と基本原則を受け入れたに過ぎない段階の写真をもってして、原告が最終和解条項を笑顔で受け入れたと思わせる情報操作がなされているといえます。

記事本文でも同様の操作が行われています。第三段落にそれが端的に表れています。この段落は3つの文から成り立っていますが、第一文は2000年11月に和解が成立したことについて、第二文では和解条項第一項の前半部分について「共同発表」を引用して言及されています。ところが第三文では、「和解案を受け入れることを決めたとき」(傍点は引用者)に原告の楊さんが今まで一番嬉しいと言ったという内容になっています。この和解案というのは、先にも述べたとおり、和解勧告書のことです(『情況』稿でもそう書いておられます)つまり、第二文までは和解成立時や最終和解条項に関する内容であるのに、第三文で紹介されている原告の反応は、7ヶ月前の和解勧告書に関するものです。これが誘導でなければ何なのでしょうか?そもそも、内田先生は11月には北京にいらしていませんので、和解成立直前の原告の反応を直接知りうることはできなかったはずです。

したがって、今回の記事に見られる記述の混乱は単純なミスではなく、意図したものでしょう。この写真が撮られた段階では、内田先生が強調される楊さんも、写真中央の耿諄さんも笑顔でいらっしゃるのはある意味で当然のことなのです。代理人である内田先生が新聞の紙面を割いて説明なさるべきなのはそのようなことではなく、この段階では喜んでいた耿諄さんたちが、なぜ和解成立後になって受け入れを拒否するまでになったのかについてです。耿諄氏も孫力氏も公開声明の形で内田先生に回答を求めているにもかかわらず、いつまでも沈黙されているのはどうしてなのでしょうか。

もちろん、内田先生はすでに回答をなさったつもりなのかもしれません。しかし、相手の求めるところに焦点を合わせた回答でなければ、その名に値しないことはいうまでもありません。これは、一般的な依頼でも当然のことですが、花岡事件訴訟の中国人被害者・原告は国際関係を背負った重要な依頼人ですのでなおさらです。では、内田先生らは、耿諄さんらの求めに誠実に対応されているといえるでしょうか?最近の先生の文章を見ていますと、むしろ意図的に焦点が外され、すれ違いを望んでおられるかのような内容になっていると考えています。その象徴が、最近の先生の文章における和解条項第一項に関する扱い方です。2008年の『情況』稿あたりまでは、争点になっている第一項の但し書きに言及はされていましたが、今年1月の『信濃毎日新聞』での反論、3月の『自由人権協会』での報告文、そして今回の『東京新聞』の記事では、まるで但し書きなどなかったかのように、触れられることさえなくなりました。但し書きが争点になっているのに、そこに全く触れないというのは、よほど都合が悪いのでしょうか?

いうまでもなく、この但し書きが付いた最終和解条項を、内田先生たちは、どういうわけか事前に原告に見せることはしませんでした。それが「和解」の受け入れ拒否を引き起こしたのです。これこそ、耿諄さんらが説明を求めている根本的な焦点であるのにもかかわらず、この点について内田先生は奇妙な沈黙を守り続けておられます。和解前にも和解後にも、この但し書きは触れてはならないテーマであるかのようです。鹿島が法的責任を認めないと原告は了解したという鹿島全面勝利の内容ですから、触れられないのも当然ですが。

同時に、但し書きにおいて、鹿島は法的責任を認めないと明確に規定されているにもかかわらず、原告たちにはその事実を伝えることなく、逆に「共同発表」の精神は守られた、つまり、鹿島が責任を認めて謝罪したと説明していたことと、今回の記事は同一の構造を持っています。和解勧告書と和解解決への同意であったにもかかわらず、さも最終和解条項への同意であったかのように読めてしまう文章を公表して、再び耿諄さんら和解受け入れを拒否する原告を裏切り、読者をも操作しています。情報量に勝る代理人たちが、情報量の乏しい中国人被害者・原告や読者を相手に、事実に反する情報を提供して、言論の場を支配してしまおうとされています。これほど権力的な策動があるでしょうか？

勇気を持って誤りを正されることは、先生の名声を傷つけるものではなく、むしろ高めることであると考えております。率直に事実を認めて中国人被害者・原告と社会に対して謝罪され、鹿島とは異なる姿勢を見せて下さる日を心待ちにしております。

草々

2010年7月23日

石田隆至

追伸 花岡和解や西松和解について内田先生がお書きになったものは、ほとんど読ませて頂きました。ただ、直接お話を伺ったことはありませんので、私の理解が間違っている可能性もあります。先生さえよろしければ、直接お会いしてお話を伺いたいと考えております。ご検討下さいますと幸いです。